■Article(vol.59)■ ……

平成 24 年度税制改正大綱の主要課題をみる(1)

拓殖大学商学部准教授　稲葉知恵子

……

平成 23 年 12 月 10 日に「平成 24 年度税制改正大綱」が閣議決定された。平成 24 年度の税制改正は、(1)新成長戦略実現に向けた税制措置、(2)税制の公平性確保と課税の適正化に向けた取組み・租税特別措置等の見直し、(3)地方税の充実と地方税制度改革、(4)平成 23 年度税制改正における積残し事項への対応を基本的な考え方として掲げ、東日本大震災からの復興と日本の再生を目指している。また、税制抜本改革へ向けて、社会保障と税一体改革のための消費税増税の議論も並行して進められた。今回と次回の 2 回にわたって、「平成 24 年度税制改正大綱」の主要課題について概観する。本稿では法人課税と個人所得課税について扱い、次号で資産課税、消費課税等を扱う。

【法人課税】

法人課税の改正は、(1)企業活動の下支え・活性化と(2)復興の支援のために以下の改正項目を掲げている[1]。

- ○ 平成 23 年度末で期限切れを迎える研究開発税制の上乗せ特例である増加型・高水準型の措置の適用期限を 2 年延長する。
- ○ 平成 23 年度税制改正で創設した環境関連投資促進税制を拡充し、太陽光パネルや風力発電設備に係る即時償却制度を創設する。
- ○ 資源の安定確保を図るため、海外投資等損失準備金制度を 2 年延長する。
- ○ 中小企業を支援するため、中小企業投資促進税制の対象資産に試験機器等を追加し、適用期限を 2 年延長する等の措置を講じる。
- ○ 原子力災害からの復興を支援するため、福島復興再生特別措置法（仮称）の制定に伴う税制上の措置を講じる。
  - ・ 復興特区税制の特例（福島県の全ての地方公共団体が課税の特例の適用を受ける復興産業集積区域を設置できるようにする措置等）
  - ・ 避難解除区域において被災者を雇用した場合の税額控除制度等の創設　等
- ○ いわゆるトン数標準税制につき、海上運送法の改正等を前提に平成 25 年度税制改正において拡充する。

歴史的な水準の円高への対処やこれに伴う産業空洞化を防止するために「新成長戦略」は急務である。そのため、研究開発税制の延長、環境関連投資促進税制

1 財務省　「平成 24 年度税制改正大綱の概要」
http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2012/24taikou_gaiyou.pdf

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

の拡充、中小企業の支援措置の拡充・延長が図られた。

研究開発税制として、試験研究費の増加額にかかる税額控除又は平均売上金額の 10%を超える試験研究費に係る税額控除を選択適用できる制度が 2 年延長された。また、中小企業者等の試験研究費に係る法人住民税の特例措置について、試験研究費の増加額に係る税額控除または平均売上金額の 10%を超える試験研究費にかかる税額控除を選択適用できる制度の適用期限が 2 年延長される。

環境関連投資促進税制の拡充として、平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に太陽光発電設備及び風力発電設備の取得等をし、事業の用に供した場合には、普通償却限度額との合計で取得価額まで特別償却（取得事業年度に 100%償却）することができる。

中小企業投資促進税制は、その対象資産に試験機器等が追加され、その適用期限が 2 年延長された。また、中小法人に係る交際費等の損金算入の特例および中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例についての適用期限が 2 年延長された。

もう一方の課題である東日本大震災からの復興支援を実施するために、復興特区の新設企業を 5 年間無税とする措置などが講じられた。復興特区税制として、福島県に作る復興産業集積区域の特例を設ける。また、避難解除区域において被災者を雇用した場合の税額控除制度等が創設された。

【個人所得課税】

平成 23 年度税制改正法案は、平成 23 年 11 月 30 日に成立し、平成 23 年 12 月 2 日に公布・施行されたが、所得税法における給与所得控除関係、給与所得者の特定支出の控除関係、退職所得課税の見直し、扶養控除の見直し等は積残し事項となっている。「平成 24 年度税制改正大綱」ではこれらの対応も含めて、課税の適正化の観点等から以下の改正項目を掲げている[2]。

○ 給与所得控除に上限を設定する（給与収入 1,500 万円超は一律 245 万円）。
○ 特定支出控除について、範囲の拡大等を行い、給与所得者の実額控除の機会を拡大する。
  ・ 弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費、勤務必要経費（図書費、衣服費、交際費）を追加。
  ・ 適用判定の基準を給与所得控除額の 2 分の 1（現行：控除額の総額）とする。
○ 勤続年数 5 年以下の法人役員等の退職金について、2 分の 1 課税を廃止する。

2 財務省　「平成 24 年度税制改正大綱の概要」
http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2012/24taikou_gaiyou.pdf

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

現行の給与所得控除は給与収入に応じて控除額が増加するが、給与収入が1,500 万円を超える場合の給与所得控除額については、245 万円の上限を設ける。平成 23 年度の改正項目に掲げられていた役員給与等に係る給与所得控除の制限については、引き続き検討することとなった。

給与所得控除に上限を設けることに伴い、特定支出の範囲の拡大と適用判定の基準の見直しが行われた。

退職所得については、勤続年数 5 年以内の法人役員等に対して、退職所得控除額を控除した残額の 2 分の 1 を所得金額とする累進緩和措置が廃止されることとなった。

上述の給与所得控除や退職所得課税の見直しは個人住民税にも反映される。

さらに「平成 24 年度税制改正大綱」では、平成 23 年度税制改正における積残し事項への対応以外に、新築住宅特例の見直し（認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除について、税額控除額の上限額を 50 万円（現行 100 万円）に引き下げた上、その適用期限を 2 年延長する）、特定居住用財産の買換特例の見直し（特定の居住用の財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例について、譲渡資産の譲渡対価に係る要件を 1.5 億円（現行：2 億円）に引き下げた上、その適用期限を 2 年延長する）、医療費控除の範囲の見直し（医療費控除の対象範囲に、介護福祉士等が診療の補助として行う喀痰吸引等に係る費用の自己負担分を加える）等を実施している。

財務省　「平成 24 年度税制改正大綱」
http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2012/231224taikou.pdf
財務省　「平成 24 年度税制改正大綱の概要」
http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2012/24taikou_gaiyou.pdf

以上

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。